

○福岡都市圏南部環境事業組合最終処分場総合評価 審査委員会設置要綱

〔平成24年2月14日〕
〔告示第1号〕

(設置)

第1条 福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）が発注する最終処分場の建設に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うに当たり、その公平かつ適正な実施を確保するため、福岡都市圏南部環境事業組合最終処分場総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施行令第167条の10の2第4項の規定により落札者決定基準について意見を述べること。
- (2) 技術提案書等の審査及び評価に関すること。
- (3) 施行令第167条の10の2第5項の規定により落札者の決定について意見を述べること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査委員会は、入札案件（以下「案件」という。）ごとに5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、組合の構成市町の職員（副市町長を含む。）及び学識経験を有する者のうちから管理者が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、案件ごとに必要な期間を管理者が定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査委員会の会議は非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入札の制限)

第8条 委員自らが関係を有する法人は、入札をすることができない。

(関係者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第10条 審査委員会の事務局は、組合事務局に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される審査委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。